

新たな 住民税非課税・均等割のみ課税世帯の皆さまへ

令和6年度 座間味村住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

給付金を受給するためには手続きが必要です。

- 本給付金（1世帯あたり**10万円**）は、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

座間味村が確認書(または申請書)を受
理した日から1ヶ月前後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

①令和6年1月1日以前から
座間味村にお住まいの世帯

②令和6年1月2日以降に
座間味村に転入した方がいる世帯
※前市町村で住民税非課税、
又は均等割の世帯

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（**要返送**）

※一部申請が必要な場合があります
令和6年10月中旬より発送します。

申請期限：令和6年11月8日（金）

令和5年12月1日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年10月10日（木）

～令和6年11月8日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】住民課窓口、阿嘉慶留間
出張所、役場HPなど

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税において、住民税**非課税世帯**または **均等割のみ課税世帯**

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から座間味村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、座間味村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、座間味村に**返信してください**。

【確認事項】

- ①住民税均等割が課税されているものの扶養親族等のみからなる世帯ではないこと
- ②住民税非課税世帯を対象とした令和6年度の座間味村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（10万円）を受給した世帯ではないこと
- ③令和6年1月2日以降に国外から日本に転入した方のみで構成される世帯ではないこと



II 令和6年1月2日以降に座間味村に転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に座間味村住民課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



令和6年7月～9月までに実施した座間味村住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金を受給された方は本給付金の対象外となります。

こども加算対象：上記世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

○平成18年4月2日以降生まれの児童を扶養している世帯がこども加算の対象となります（児童1人あたり5万円を加算します）

- ・基準日（令和6年6月3日）時点で扶養していない（生計を同一にしない）児童はこども加算の対象外です。
- ・児童養護施設等に入所している児童（住民票を異動していない場合も含む）は対象外です。
- ・例外的に、別世帯で扶養している児童（学校の寮で生活している場合など）は対象となります。

○令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童も対象です。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

座間味村役場 住民課 臨時特別給付金 担当 **098-896-4045**

受付時間 平日9:00～17:00